

消防局 会計年度任用職員（体験型防災訓練に伴う指導等の業務）募集要項

1 募集人数

1名程度

2 業務内容

大阪市消防局が市民等を対象として実施する体験型防災訓練（実践型研修及び移動啓発教室）において行う次の業務

- (1) 実践型研修及び移動啓発教室に伴う実施指導及び安全管理
- (2) 車両の運転及び操作
- (3) 車両及び資器材の維持管理
- (4) 実践型研修及び移動啓発教室の事前準備及び運営補助

3 応募資格

- (1) 消防吏員として消防本部で勤務した経験を有する方
- (2) 市民等に対する防災訓練指導業務に従事した経験を有する方
- (3) 普通自動車運転免許取得者
- (4) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※受験資格に関して、年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで【令和11年3月31日まで】）

5 勤務条件等

- (1) 勤務時間・日数

1週間当たり平均20時間を超えない範囲とし、勤務シフトにより定める。

- (2) 勤務場所

大阪市消防局、高度専門教育訓練センター又は実践型研修及び移動啓発教室が行われる場所

(3) 報酬等

報酬（時間額）	1,746 円
平均年収見込	701,892 円

※上記の他に通勤手当が支給されます。

※上記報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(4) 休暇等

消防局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇に関する規程に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：5 日 付与期間：7 月 1 日（任用日）～3 月 31 日（任期満了日）
------	---

(5) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法

次の試験により実施します。

(1) 筆記（小論文）試験

次の主題について、ご自身の考えを市販の原稿用紙に 400 字程度にまとめ、申込の際に提出してください。

<小論文主題>

市民への防火防災啓発について

(2) 口述（面接）試験

提出書類をもとに面接による口述試験（10 分程度）を実施します。

※結果の発表につきましては、合格者本人宛て通知するほか、合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載します。なお、通知が令和 8 年 5 月 27 日（水曜日）までに到着しない場合は、大阪市消防局企画部人事課までお問い合わせください。また、不合格者への通知は行いません。

7 口述（面接）試験の日時及び選考会場

(1) 日時

令和 8 年 5 月 13 日（水曜日）の指定する時間

(2) 場所

大阪市消防局（所在地：大阪市西区九条南 1 丁目 12 番 54 号）

8 申込方法

申し込みされる方は、次の書類を必ず「簡易書留」（または簡易書留に準ずるもの）により送付してください。送付料金不足の場合は、受け付けません。（持参による申し込みはできませんのでご注意ください。）

なお、大阪市消防局会計年度任用職員採用申込書及び申し立て書はホームページからダウンロードしてください。

(1) 提出書類

- ア 大阪市消防局会計年度任用職員採用申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
- イ 申し立て書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
- ウ 健康診断結果（当日持参可）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
※検査項目は血圧・尿検査・血液検査（肝機能）・胸部X線で過去1年以内のもの
- エ 小論文（400字程度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
- オ 返信用の定形封筒（定型長形3号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
※320円切手貼付必要。封筒の宛名には、採用申込書に記載した住所と氏名を記入してください。

(2) 採用申込書の受付期間

令和8年4月28日（火曜日）まで（当日必着）

※受験票の送付

受付後、試験の時間等の詳細については、特定記録郵便にて本人宛てに受験票を発送しますので、令和8年5月11日（月曜日）までに到着しない場合は、大阪市消防局企画部人事課までお問い合わせください。

(3) 提出先

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号
大阪市消防局企画部人事課 人事担当

9 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、返送することがあります。なお、このために生じた申し込みの遅延については、一切責任を負いません。
- (2) 受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽があることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (4) 受験に際して大阪市が収集した個人情報情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (5) 試験当日は、受験票を必ず持参してください。

10 問合せ先

大阪市消防局企画部人事課 人事担当
〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号
電話：06-4393-6084 ファックス：06-4393-5120

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと